

国民年金保険料を 免除する制度があります

日本国内に住む 20 歳以上 60 歳未満の人は、職業・性別に関係なく、すべて国民年金に加入し、会社員や公務員などは、同時に、厚生年金保険や共済組合に加入することになります。

国民年金には、老後の生活を保障する老齢年金だけでなく、病気や事故で障がいが残ったときの障害年金や一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などもあります。

ただし、これらの年金の支給を受けるためには、国民年金制度に加入してきちんと保険料を納めていることが必要です。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」をご利用ください。

承認を受けると、平成 24 年 7 月分から平成 25 年 6 月分までの国民年金保険料の納付が免除されます。ただし、さかのぼって承認された場合は、障害基礎年金や遺族基礎年金の要件に該当しない場合があります。

※免除制度を利用するためには前年の所得がなくとも所得申告が必要です。

免除制度の種類

国民年金の免除制度は大きく区分して「法定免除制度」と「申請免除（4 段階）制度」の 2 種類があります。

◆法定免除…障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している方などが届出を行うと保険料の納付義務が免除されます。

◆申請免除…所得が一定基準より少ないときや失業・災害に合ったため保険料を納付することが著しく困難なときなどに、被保険者本人の申請により保険料の納付義務が免除されます。

原則として、申請者本人・配偶者・世帯主の方の前年の所得で審査されます。所得に応じて 4 段階の基準額があり、基準額以下であれば、全額免除のほか、保険料の 4 分の 1・半額・4 分の 3 を納付すると残りの保険料の納付が免除となる一部納付（一部免除）があります。

退職（失業）の特例

免除などには、退職（失業）による特例免除があります。

免除は、原則として申請者本人・配偶者・世帯主の方の前年の所得で審査されますが、これらの方の中で申請する年度または前年度に退職された方は、雇用保険の受給資格者証や離職票などの公的機関の証明を添付することにより、通常であれば審査の対象となる本人所得を除外して審査が行われます。

ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは保険料免除が認められない場合があります。

保険料免除期間の扱い

保険料免除が承認された期間は、将来の老齢基礎年金の年金額の計算のときに国庫負担に相当する額（現在は年金額の 2 分の 1、一部納付した期間は、国庫負担分にその保険料分も加算）が算入されます。

また、万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な受給資格要件にも算入されます。

このほか、30 歳未満の方には、本人および配偶者の所得（世帯主の所得は判断の対象外）で保険料納付が猶予される「若年者納付猶予制度」、学生の方には、本人の所得審査で保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があ

ります。

この猶予制度の承認を受けた期間は、老齢基礎年金の年金額には算入されませんが、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給するための資格要件には算入されます。

保険料の追納

将来、受け取る年金額が少なくならないように、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間は、10 年以内であれば後から保険料を納付することができる「追納制度」があります。

免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して 3 年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過した期間に応じて加算額が上乘せされますので、早めの追納をお勧めします。

免除などの申請は、市役所国民年金担当窓口で行ってください。（原則として、毎年度手続きが必要です。）

免除の対象となる所得（収入）のめやす

| 扶養人数 | 免除対象となる所得（収入）のめやす（ ）内は収入 | | | |
|--------------------|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 全額免除 | 4分の3免除 | 2分の1免除 | 4分の1免除 |
| 3人扶養 (夫婦、子ども2人) | 162 万円 (257 万円) | 230 万円 (354 万円) | 282 万円 (420 万円) | 335 万円 (486 万円) |
| 1人扶養 (夫婦のみ) | 92 万円 (157 万円) | 142 万円 (229 万円) | 195 万円 (304 万円) | 247 万円 (376 万円) |
| 扶養なし | 57 万円 (122 万円) | 93 万円 (158 万円) | 141 万円 (277 万円) | 189 万円 (296 万円) |

※申請の時期（申請が 1～6 月までの間の場合）によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

※一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

■照会先 美濃加茂年金事務所 ☎0574-25-8181
国保年金課年金係 ☎23-6724